

林 ただまさ

議会だより

人と人との絆・支えあいを大切に！

携帯電話、Emailに、あなたの声をお寄せ下さい

No. 63 令和6年1月1日

発行 林 ただまさ

住所 廿日市市地御前 3-13-3

電話 0829-36-1307

携帯電話 090-3376-9918

Email hayashi-tada@hi.enjoy.ne.jp

ホームページ「林ただまさ通信」

<http://ww7.enjoy.ne.jp/~hayashi-tada/>

(議会、活動状況掲載)

《廿日市市議会》

令和5年12月定例会

(12月5日～12月21日)

議案21件、報告2件、意見書2件、所管事務調査

私の一般質問(12月6日)

1. 若年層投票率の向上策 (背景)

・投票年齢、成人年齢も18歳に引き下げられ、高校の主権者教育として市の出前講座や模擬投票等も図られており、18歳の高校生投票率が平均近くあるものの、高校



生を除く18歳、19歳、20代前半の投票率は低い。

・令和4年6月8日の私の一般質問でも取り上げたが、愛知県の新城市が若者議会(16歳から29歳までの若者20人を募集し、1年間部会活動し、仕上げとして成果を発表)の活動を通じて意識付けし、更に中学生を対象とした中学生議会を開催し意識付けを図っている。

・本市の中学生を対象にした子ども議会も2年目となったが、多様な意見があり意識付けに効果があると思われる。

・全国的にはNPO法人ドットジェイピーが大学生を対象に議員等と連携し議会活動などの勉強をしながら政治への関心を高めているが、その大学生も若年層の投票率の低さを問題視。

(質問) 林 ただまさ

被選挙権は参議院議員と都道府県知事は30歳であり、その他の衆議院議員等は25歳であり、若者世代は当事者意識が低いものと思われる。このため、こうした年代への意識付けとして、新城市のような若者議会の設置が社会、政

治を我がこととして取り込むなど効果があると思われるが、市の考えを問う。

(答弁) 藤井 総務部長

中学校・高等学校において、選挙に関する出前授業や模擬投票、中学生を対象とした子ども議会を開催するなど主権者教育を進めている。こうしたことから、子ども議会と同様な若者議会の設置については、現在のところ積極的に進める考えはないが、各種審議会や委員会、協議会などの委員として、これまで以上に若者の参画に努め、若者の市政への関心を高める取組みを進めたい。また、現状の若者層の投票率については、全般的に低調であることから、引き続き、選挙執行面での効果的な取組みをして投票率向上を図っていきたい。

2. 中山間地域移住者雇用の地域での取組み (背景)

・11月8日の中国新聞に移住者たちを雇用して農業やサービス業などさまざまな職場に派遣する「特定地域づくり事業協同組合」

の設立に向けて神石高原町では農業や宿泊業、自動車小売業、豊製造業など8事業者が準備している」と掲載されている。

・この制度は、国の制度で働き口の少ない過疎地への若者の定住を目的に、組合が雇用し、農業の繁忙期人手不足解消や通年雇用による移住者の定住につなげようとしている。県内では、東広島市、安芸太田町について3例目。

(質問) 林 ただまさ

本市も子育て世代を中心に近隣の広島市や東京・大阪周辺の大都市圏にプロモーションを展開しているが、東京・大阪周辺の大都市圏の場合、中山間地域の雇い先が確保しやすくなれば、移住希望者のモチベーションが高まると思われるが、本市での設立に向けての考えを問う。

(答弁) 島原 中山間地域振興

担当部長

この制度は令和2年6月に施行された「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」により創設された制度であり、本年11月1日現在、全国で91組合が設立されて

いる。国が示している、この制度の効果としては、地域の担い手となる若者などの移住・定住の促進や、地域事業者の経営の維持・拡大などが図られるとされている。その一方で、協同組合制度に関する調査研究事業の報告書では、組合設立や運営における課題として、「仕事の組み合わせや年間を通じた仕事の創出」、「雇用する人材の確保と定着」、「事務局運営の工夫や持続可能な収支計画」の3点があげられている。まずは、地域内の事業者に組合設立のニーズがあるのかを確認し、そうした気運が高まった場合には、本市も支援制度の創設などを検討する。

3. 本市へのフレックスタイム制導入

(背景)

・私は民間での経験を基にコアタイムのあるフレックスタイム制導入を何度も働きかけてきた。
・国も働き方改革の中でフレックスタイム制の運用を見直し、導入自治体も増加している、
・東広島市が午前10時から午後3時をコアタイムのフレックス

タイム制を来年4月に導入予定。
*労働者が日々の労働時間の長さや配置(始業・終業の時刻)を自主的に決定できる制度

(質問) 林 ただまさ

本市は時差勤務対応していることやシステムが対応していないことなどの理由でフレックスタイム制の導入に前向きでなかった。本市の場合、窓口業務は委託しているので東広島市のように育児や介護をする職員の仕事と家庭、社会貢献活動やリスキリング(学び直し)と仕事の両立を支えるためにも早急に導入すべきと思われる。DXの時代、システム対応も十分可能と思われるが市の考えを問う。

(答弁) 藤井 総務部長

フレックスタイム制は、国家公務員において、平成28年4月から、一般職員全員を対象に導入されている。公務職場におけるフレックスタイム制の導入については、ワークライフバランスを可能とする取組みとして、個々の職員の希望に応じた働き方を実現し、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の

魅力向上に資すると考えられる。一方で、本市においてフレックスタイム制を導入するためには、市民サービスの安定的な供給に支障を来さないような運営をすること、現在の勤務管理システムがフレックスタイム制に対応していないなど様々な課題があり、既に導入している他の自治体の制度について調査研究を行ってきた。これら課題を一つ一つ解決し、制度の具体的な導入時期は示せないが、本市においても前向きに考えていきたい。

あとかき

10月12日、13日、20日の3日間で令和4年度一般会計等12会計の決算状況を審査する決算特別委員会を開催。私も10人の委員かつ委員長として、決算が適正に執行されているか、そして、次年度予算にも反映できるようにしっかりと審査し、12月議会の初日に成果の委員長報告をした。

今後、前倒しで9月定例会中に開催し、10月の次年度予算編成方針にも反映したいものである。

